

幼保連携型認定こども園

認定こども園一関藤保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園の概要を下記のとおり説明いたします。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 ふじの園
設置者	理事長 橋本 欽哉

2 施設の概要

施設の種類	幼保連携型 認定こども園
施設の名称	認定こども園 一関藤保育園
施設の所在地	一関市旭町 5 番 15 号
連絡先	郵便番号 021-0864 電話番号 0191-23-3356 FAX 0191-23-3357
管理者	園長 斎藤 志華子
対象児童	満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする子ども
利用定員	教育認定(1号子ども)15名 保育認定(2・3号子ども)90名 計105名
開設年月日	令和2年4月1日

3 運営方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。

- (1) 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、教育・保育を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- (3) 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地面積	2848.66 m ²
	園庭面積	935.37 m ²
園舎	構造 鉄筋コンクリート造 園舎面積	1239.42 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
0 歳児保育室	1 室	つぼみ組
1 歳児保育室	1 室	ちゅうりっぷ組
2 歳児保育室	1 室	たんぽぽ組
3 歳児保育室	1 室	もも組
4・5 歳児縦割りクラス	2 室	すみれ組・ばら組
小ホール(ほふく室)	1 室	
遊戯室	1 室	
給食室	1 室	
ランチルーム	1 室	
多目的室	1 室	
その他	9 室	事務室・職員室・保健室・調乳室・沐浴室・ 書庫・収納庫・応接室・洗濯室

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤
園長	1	○
副園長	1	○
主幹保育教諭	1	○
副主幹保育教諭	1	○
保育教諭	13	○
栄養士	2	○
調理員	1	○
事務員	1	○

＜各職種の勤務体制＞

職種	勤務時間帯	※主任・副主任、及び保育教諭の平日の勤務時間は、7:00～19:00のうち7時間30分のローテーションにより勤務時間が異なります。 ※土曜日は5時間のローテーションにより勤務時間、勤務日が異なります。
園長	8:00～16:30	
	9:30～18:00	
副園長	8:00～16:30	
	9:30～18:00	
主幹保育教諭	7:00～19:00	
副主幹保育教諭	7:00～19:00	
保育教諭	7:00～19:00	
栄養士	8:00～16:30	
調理員	8:00～16:30	
事務員	8:30～17:00	
	9:30～18:00	

6.教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とします。

(1) 教育認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 祝祭日

ウ 学年末休業(3月21日から3月31日まで)

エ 夏季休業 (8月10日から8月20日まで)

オ 冬季休業 (12月23日から1月6日まで)

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 祝祭日

イ 年始休日 (1月2日及び1月3日)

ウ 年末休日 (12月29日から12月31日)

※休業日に教育認定子どもに教育・保育の提供を行う上で必要がある、又はやむを得ない事情があるときは、教育・保育を提供します。

※非常災害その他急迫の事情があるときは、教育・保育の提供しないことがあります。

7.教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間(11時間)は、午前7時から午後6時までの範囲内で、利用子どもの保護者が教育・保育を必要とする時間とします。
- (2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間(8時間)は、午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、利用子どもの保護者が教育・保育を必要とする時間とします。
- (3) 教育標準時間は、午前9時から午後2時までとします。
- (4) 保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準認定に係る保育時間(11 時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8 時間)の前後に教育・保育を希望する場合には延長保育を提供します。
- (5) 教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に教育・保育を希望する場合には預かり保育を提供します。

8.提供する教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を厳守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育を提供します。

- (1) キリスト教的情操教育・モンテッソーリ教育・保育及び延長・預かり保育の提供

キリスト教的情操教育を根底とし、あたたかい雰囲気の中で子ども独自の人格の発展性を主眼としたモンテッソーリ教育法を取り入れ保育します。

- (2) 食事の提供

年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼 食	午後間食	延長保育間食
0～2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時 30 分頃	18 時 15 分頃
3～5歳児		11 時 30 分頃	15 時 30 分頃	18 時 15 分頃

※献立表は毎月別途でお知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9.利用料金

当園は、一関市が定める条例により、利用子どもの移住する市町村が定める額の利用者負担額を徴収します。

- (1) 別表に掲げる教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

10.利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

11.嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	さとう小児科医院
医院長名	佐藤重雄
所在地	一関市桜木町 5-22
電話番号	0191-23-4020

(2) 歯科

医療機関の名称	久保田歯科医院
医院長名	久保田文吾
所在地	一関市大槻街 3-35
電話番号	0191-23-2299

12.緊急時の対応

当園の職員においては、教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等のお願いする事があります。

- (1) 園児の保育中に震度5以上の地震が発生した場合は、緊急対策としてお迎えをお願いします。

お迎えに来る方の名簿を作成するに当たり引き続き名簿に記入をお願いいたします。

記入用紙等は別紙でお知らせいたします。

- (2) お預かりしている園児に、怪我等の緊急事態が発生した場合は、保護者に連絡し、医療機関等への緊急搬送を行います。

13.要望・苦情等解決体制について

当園に対する要望・苦情は要望解決担当者が承ります。

要望解決責任者	園 長	斎藤志華子
要望等受付責任者	副園長	佐々木利恵

※当園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※担当者が不在の場合等、当園職員までお申出下さい。

14.非常災害対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連帯体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

15.その他

当園の敷地内はすべて禁煙です。

※当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書を交付致しました。

つきましては、本文書をご確認の上、重要事項同意書並びに、個人情報使用同意書に必要事項を記入し、園への提出をお願いいたします。